

禁煙に関する意識啓発事業実施要領

1 目的

組合員が禁煙に関する必要な知識を獲得して、禁煙に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができること、また、慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関する知識を獲得し、自ら予防に取り組めるようにすることを目的とする。

2 事業の背景

当支部は、特定健康診査の問診において、喫煙の割合が全体平均より高く、改善に向けた対策の必要性が高い。男女別で見ると、女性の喫煙率は女性の全体平均より低いものの、男性の喫煙率が男性の全体平均より高く、男性の喫煙の改善が必要と考えられる。

3 事業の位置づけ

本事業は、第3期データヘルス計画（令和6年度から令和11年度）における公立学校共済組合の重点取組事項に位置づけている。

4 実施主体

公立学校共済組合福島支部

5 対象者

公立学校共済組合福島支部の組合員

6 実施内容

禁煙に向けた行動につながるよう意識啓発を行う。

（1）福祉だよりに記事を掲載

（2）禁煙外来を利用開始した者及び終了した者に対し、みんなの健康応援事業健康ポイントの付与

7 実施時期

特定健康診査結果に基づき計画を定め、年間を通して実施する。

附則 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。